

と き 平成13年3月12日(月)

ところ 農林水産省三番町分庁舎大会議室

## 第2回独立行政法人評価委員会 農業分科会議事録

松本分科会長　それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回「農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会」を開催させていただきます。

本日は年度末の大変お忙しい中、また、何だか冬に逆戻りしたような寒い日にご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

前回の分科会をご欠席されました手島委員、菊池専門委員並びに松井専門委員にご出席いただいておりますので、ここで、私の方から紹介させていただきたいと思います。手島忠委員でございます。菊池一郎専門委員でございます。松井徹専門委員でございます。

議事に入ります前に、事務局に本日の委員の出欠状況の報告と配付資料のご確認をお願いいたします。

生産局総務課長　生産局の総務課長の町田でございます。本日の委員及び専門委員の出欠状況でございますが、坂本委員、武田専門委員、高橋芳幸専門委員及び守田専門委員におかれましては、やむを得ない事情でご欠席されるとのことでございます。また、土居専門委員にはご出席のお返事をいただいておりますが、若干おくれているようでございますので、後ほどおみえいただけたらと思っております。

なお、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項によりまして、本分科会の定数は過半数とされておりますが、現在、委員9名のうち8名の方にご出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、本日の分科会は成立をいたしております。

次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず議事次第でございます。その下に本委員会の諮問文をお配りしております。それと中期目標につきまして、委員会から農業分科会への付託の文書をつけさせていただいております。そのあと、大きなまとまりが第2回独立行政法人評価委員会農業分科会資料一覧というものでございます。この資料一覧の中に、資料1が農林水産消費技術センターの関係、資料2が種苗管理センターの関係でございます。資料3が家畜改良センターの関係でございます。資料4が肥飼料検査所の関係でございます。資料5が農薬検査所の関係でございます。資料6が農業者大学校の関係でございます。最後に資料7、1枚紙でございますが、「独立

行政法人の役員報酬等の支給基準について」をお配りしてございます。

以上でございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

それでは議事を進めさせていただきたいと思います。

本日は、おおむね4時ごろに閉会とさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了承くださいお願ひしておきます。

まず初めに、本日付で農林水産大臣から独立行政法人評価委員会に諮問がございますので、事務局から朗読していただきたいと思います。

生産局総務課長 それでは、今、分科会長からご紹介いただきましたように、本日6件の諮問が出ております。ホチキスでとめております資料でございますが、朗読をさせていただきます。

12総合第 983号 平成13年3月12日

独立行政法人評価委員会委員長 松本聰殿

農林水産大臣

#### 独立行政法人農林水産消費技術センター中期目標について

独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人農林水産消費技術センター中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める。

以下、めくっていただきまして、諮問文のみ朗読をさせていただきます。2枚目が「独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人種苗管理センター中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める」。

3枚目をお願いいたします。「独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人家畜改良センター中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める」。

続きまして「独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人肥飼料検査所中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める」。

5番目が「独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人農薬検査所中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める」。

最後でございますが、「独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙独立行政法人農業者大学校中期目標（案）について、貴委員会の意見を求める」。

以上でございます。

松本分科会長　　ただいま朗読いたしました各諮問につきましては、独立行政法人評価委員会から農業分科会に付託されておりますので、これらの諮問に対する審議の結果につきましては、後日、分科会長名で、独立行政法人評価委員会委員長あてに報告することといたします。よろしゅうございますね。

それでは事務局から、各法人の中期目標、これは案でございますが、これについて説明していただきたいと思えます。中期目標（案）につきましては、前回の農業分科会の際にご説明いただいたものから、若干の修正点を中心に、簡潔に説明をお願いしたいと思います。それではよろしく申し上げます。

生産局総務課長　それではまず初めに、6法人すべてに共通する変更点がございますので、私の方から説明をさせていただきたいと存じます。

資料1から6までございますが、いずれもそれぞれ枝番号がついておりまして、枝番号の1が中期目標となっております。資料1をおめくりいただきますと、2ページ目のところに新しい項目といたしまして、6というのが入っております。業務運営の効率化に関する事項ということでございます。各法人とも、独立行政法人化によります業務運営の効率化の結果として、どの程度の経費を抑制することができるかということ客観的な目標として示すことといたしております。この点が、各独立行政法人共通の修正点でございます。それ以外の修正を加えました法人につきましては、それぞれ担当の方からご説明をさせていただきたいと存じます。

松本分科会長　　どうもありがとうございました。

それでは順次、家畜改良センター、農業者大学校の順にお願いをいたします。

畜産技術課長　　まず最初に、家畜改良センターの中期目標につきまして、ご説明させていただきます。

ただいま総務課長の方から説明がございました業務運営の効率化による経費抑制の箇所以外でございますが、4ページの一番上の（イ）のところでございます。この箇所につきまして、前回、間委員から、各機関の連携の重要性についてご指摘があり、特に豚の育種について、ご意見がございましたので、ここで改めて（イ）に「関係者との連携の下」という一文を入れさせていただきまして、その重要性を強調させていただきました。

続きまして7ページでございます。5の「講習及び指導」の項でございますが、その中の（1）「成果等の発表」の中で、「また、畜産技術に関する情報提供に努める」という

一文を追加させていただきました。これは前回、井上委員、加藤委員から、特にクローン関係でございますけれども、正しい知識の啓蒙という点をさらに推進していくという点で追加させていただきました。

そのほか、消費者の意見をよく聞いてというご指摘もございました。これにつきましては、私ども行政サイドとして、聞きながら行政を進めるのは当然でございますが、さらに家畜改良センターにおきましても、ふれあい祭だとか、そういう機会をとらえまして、消費者の畜産新技術についての意見を聞くことにも努めていきたいと考えております。

それから、極めてマイナーな修正でございますが、8ページ、上から6行目の「海外技術協力」という箇所がございます。ここに「国際協力事業団等の要請に基づいた」となっておりますが、これは前回のご説明のときは「国際協力事業団及び農林水産省の要請に基づいた」となっておりました。今回、主務官庁でございます農林水産省が家畜改良センターに余り過剰な関与をしているかのごとき印象を与える表現は好ましくないという判断のもとに、「国際協力事業団等の要請に基づいた」という形に修正させていただきました。

以上でございます。

松本分科会長　それでは次、お願いします。

女性・就農課長　農業者大学校の変更をご説明させていただきます。資料6の1ページをお開けいただきたいと思えます。

まず第3の1の(1)のイのところでございますが、「教育内容の改善等」で、田嶋専門委員のご意見を踏まえまして、まず5年以上を経た農業者を対象にアンケートをすべき、そちらの方を優先すべきではないかと。一人前の農業者になってから、振り返ってみて、こんなことを農業者大学校の学生のときにやっておいてほしいというような意見をたくさん集めるべきだというご指摘を受けまして、5年以上を経た農業者を対象にするというのを、前回は(イ)にしておりましたものを(ア)の方に上げまして、この順序を入れかえたことが、変更の第1点でございます。

続きまして、2ページをお開けいただきたいと思えます。第4の「財務内容の改善に関する事項」のところでございます。徳江委員のご指摘がございまして、前回、借入金の抑制という項目が農業者大学校の部分にだけございましたが、これにつきましては水産大学校など、ほかの独立行政法人の中期目標を踏まえて検討しますということで、前回、お答えしておきましたので、そういったことを踏まえまして、今回お示しのような形に修文させていただきました。したがって、借入金の抑制という項目を落とさせていただいて

おります。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは質疑応答に入ります前に、事務局の方でそのほか、何か修正点をつけ加えていただきますことはありますか。 よろしいですね。

それでは質疑応答の時間にしたいと思います。何かご質問、あるいはご意見がありましたら、どうぞ。

徳江委員 6法人に共通の問題です。組織体制の見直しという項がございますが、私もこれを読んでみたのですけれども、あるいは見落とししたのもあるかもしれません。一応、法人の名前でいきますと、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、これにつきましては組織体制の見直しという、直接的な表現はないのですけれども、そういった形の見直しというものは入っている。ただし、あとの3つがどうも抜けているのかなど。あるいは見落としかもしれませんけれども、そういったことで、この組織体制の見直しは大変重要なことなものですから、これはどのように考えていくのか。共通の項目として入れるべきなのか、あるいはあとの3つは必要ないということなのか、ちょっとその辺が疑問だったので、お尋ねいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、独立行政法人肥飼料検査所、それから同じく農薬検査所、それから農業者大学校について、組織体制の見直しの項目が欠如しているのではないかと、こういうご指摘でございます。それについて回答をお願いいたします。まず肥飼料検査所の方から。

生産資材課長 肥飼料検査所、それから農薬検査所とも、生産資材課の方からお答えさせていただきますが、この間、説明いたしましたように、中期目標は大きな項立てとして、業務運営の効率化に関する事項、それから国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上に関する事項、こういった項立てになっております。そういった中で、業務の効率化をどのように行うか、それからサービス関係をどのように行うかということについて記述をしております。今、ご指摘の組織体制の見直しというものを共通的にここへ記入するという形にはなってございません。今、私がお説明しております肥飼料検査所と農薬検査所の関係で申しますと、それぞれ業務は需要がふえておりますので、適正な合理化を図りつつ、ふえてくる需要に見合った組織体制を維持をしていきたいということでございます。

なお、いわゆる従来 of 体制でいきますと、定員削減のようなものはございますけれども、そういうものについては、ここに記述はしてございません。

松本分科会長　それでは農業者大学校。

女性・就農課長　農業者大学校につきましても、同様に組織体制の見直しという項目で中期目標に記述はしてございません。

松本分科会長　以上が回答でございますが、徳江委員、よろしゅうございますか。

徳江委員　はい。

松本分科会長　そのほか、どうぞご意見のある方、お願いいたします。

徳江委員　もう1点、よろしいでしょうか。今の組織体制の問題で、最初の3つは載っておりました。組織というのは非常に外部環境等に影響されるものですから、果たして中期目標の、中期期間のモデルというような中でいくのか、あるいは組織というのは動いていますから、この辺は必要ならば1年たってやる必要があるし、あるいは2年たってやる必要がある。その辺が目標の中にははっきりうたっていない。あるいはこれは計画の中にならうのかとも思いますけれども、やはり最初から見直さなければいけないというところがあるようです。それはむしろ2年とか3年とか、そのような形で計画の方に入れていただければいいかなと。いつの時点でやるかということです。その辺がちょっと疑問に思っていますので。

松本分科会長　これについて回答をお願いできますか。いわゆる5年という期間を定めなくても、もっと短い期間の中に、必要があれば行ってもいいのではないかとご指摘でございます。

畜産技術課長　家畜改良センター関係でございますけれども、今、私ども、中期目標につきましては業務の効率化ということで、業務の内容の目標を定めておまして、これを具体的に実施する際の1つの手法といたしまして、後ほどご説明させていただきますが、中期計画の中で具体的に組織体制の整備ということで、課の統合だとかスタッフ制度の導入でありますとか、そういう形で計画の中に盛り込ませていただいております。

松本分科会長　全部について、基本的なところでいいですね。それでは各センターからご報告を、簡単に結構でございます。

品質課長　消費センターを担当しております品質課長でございますが、まず目標のところでは、2ページ目で組織体制の整備ということがございます。これは、今後5年間を見通して、基本的な考え方を記述しており、業務の効率化、それから機動的運営ができる

ような、機能的で柔軟な組織体制ということにしておりまして、それを受けまして、計画の方では2ページ目でございます。後で説明いたしますけれども、そこで組織体制の整備ということで3項目あげています。

種苗課長 種苗管理センターでございますけれども、目標の2ページのところ、真ん中ぐらいに「業務運営一般の効率化」という項がございます。全体に業務の集約を図りながら組織体制を見直していきたいと考えておりますし、またこの期間の間に調査農場の移転についても完了するというので全体に見直しを図っていきながら、業務の効率化を進めていきたいと考えております。

松本分科会長 では次に肥飼料検査所。

生産資材課長 先ほどご説明しましたように、肥飼料検査所と農薬検査所については、目標にそういう記述はしてございませんので、ただ弾力的な運用ということでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますね。

そのほか、ご意見をちょうだいしたいと思います。

長尾専門委員 大学校に関しましては、まず最初に効率化を図るということではなくて3%低減するという表現になっていまして、これを読みますと、内容が3%減少するという印象を受けるのです。ですから、これはほかの場合のように、ちょっと表現を考慮された方がいいのではないかと思います。

松本分科会長 農業者大学校、ただいまのご指摘について、ご意見をお願いします。

女性・就農課長 前回もご意見いただいておりますが、中期目標においてはこのように記述してございまして、具体的には演習とか特別講義とかというような、つまり研修のやり方を変えることによってコストを低減しながら中身としては充実させていくと。つまり、研修の質なり、そちらの方の充実にはかかわらないところでコストを低減していくということでご理解いただければと思います。

長尾専門委員 意図はそうだと思うのですが、こういう文章にされますと、想像することは、内容の低下だというように結びつくので、この表現法を考慮された方がよろしいのではないかと、そういう提案です。

女性・就農課長 この後のご審議になりますけれども、独立行政法人が作成する中期計画の方で、これがダイレクトに教育の質を下げるものではないということがご理解いただけるかと思います。

長尾専門委員 まず3%、コストを低減すると、最初に載せなくてはならない理由が

あるのですか。何かそういう必然性があるのだったら理解できるのですけれども、なぜそれを一番最初に、開いた途端に……。

松本分科会長　　とっさに目に入ってくるということですね。

女性・就農課長　　私どももそういった印象を与えることは非常に危惧するところなのですが、それは独立行政法人が作成する中期計画の方と一緒にご覧いただいて、コスト削減によって決して教育の質を落とすことはないということをご理解いただきたいと思います。中期目標は具体的な数字を示す等極力分かりやすいものにしていくという方針で業務運営の効率化の目標を数字として入れさせていただいております。

松本分科会長　　決して質を落とすものではないというニュアンスでございます。

そのほか、いかがでしょうか。

小林委員　　1つ確認ですが、前回、郵送していただいた資料と、基本的には今日、いただいたものは1点だけ修正があったようなのですが、変わらないというように考えてよろしいわけですね。

1つは、この後、中期計画の議論があると思うのですが、それと絡むので、そちらでやった方がいいのかもしれませんが。中期目標の中で具体的に数値目標を挙げている、ほとんどのところがそうですけれども、その数値目標が中期計画の方ではなかったり、あるいは逆に中期目標であるものが中期計画ではないというような、具体的な数値が目標にあったり、計画にあったりというような形で、目標と計画との関係というものがいまちょっと判然としないところがあるということが1点でございます。その辺の関係をもう少しご説明いただければということでございます。

それともう1つは、これは前回、話しておくべき話だったのかもしれませんが、行政法人になるということについて、従来、国としてやっていらした業務から独立行政法人に変わるということの中で、いろいろなメリット、デメリット　デメリットがあるかどうか知りませんが、メリットがあるということで組織的に変わっていくということだったと思うのです。その目標の中で、具体的にどのような、これまでの国でおやりになっていた業務からプラスアルファの部分というのがみえるのかという、ちょっと難しい話なのかもしれませんが、あるいは今の段階ではそれほどないということなのか。というのは、これまでのそれぞれの組織でおやりになっていらっしゃる業務について知悉しているわけではありませんので、今後、独立行政法人になって、どういうところで特にメリットが出てくるのかというような点について、簡単で結構なのですが、ご説明いただ

ければありがたいと。

松本分科会長 各センターについてですか。

小林委員 そうですね。

松本分科会長 それでは簡単にご説明を、順次お願いします。

品質課長 それでは消費技術センターでございますけれども、中期目標に掲げられております、まず独立法人でありますと、情報を提供する、極めて透明な中において明確な責任関係の下で業務が行われるということがメリットだと思っております。その関係からいきますと、私ども消費技術センターというのは業務を重点化して、できるだけニーズに則した、消費者ないし国民のニーズに則した形での業務の重点化、その公表ということで、行っていることを明らかにしていく。その責任体制もとる。したがって、業務も効率的にできますし、運営も機動的にできると。それが我々のメリットと考えておりました、そこを目標に掲げているつもりでございます。

種苗課長 種苗管理センターでございますが、目標を明らかにして、業務計画、仕事の進め具合ですとか、民間のサービスのなところもございますので、栽培試験などの期間を短くするとか、種苗の検査を、目標掲げてやっていこうというようなことで、職員の間にも明確な目標がみえますので、業務の運営がよりスムーズに行くのではないかと考えております。

畜産技術課長 家畜改良センターでございますけれども、まず数値目標につきましては、極力、中期目標の中に数値化した目標を入れるように工夫はしたつもりでございます。

それから独法化に伴うメリットとしましては、これは共通部分であろうかと思っておりますけれども、従来のような、国の予算上の制約等々から、ある程度機動的な運用ができるということが最も大きなメリットというように考えております。

生産資材課長 肥飼料検査所と農薬検査所につきまして説明いたしますが、どちらも中期目標の方に具体的な、特に業務の効率化について具体的な目標を入れさせていただいております。後ほど中期計画の方は、また説明があろうかと思っておりますが、その目標を前提にして、その目標を再度掲げながら、具体的な手法について中期計画の方で書かれているという整理でございます。

なお、メリットにつきましては、これまで3法人からご説明があったとおりでございますが、やはり機動的な運用というものが第一のメリットではないかと考えております。

女性・就農課長 農業者大学校でございますが、中期目標の中で目標をしっかり掲げ

まして、就農に向けて効率的な研修を行うということで、目標を明らかにしたということが特色でございます。

また、独立行政法人ということでは、これまでのほかの法人と同様に機動的な運用ができることと考えております。

松本分科会長 小林委員、ただ今のご説明でよろしゅうございますか。

どうぞ、ほかに。

間委員 1つ教えてもらいたいのですが、家畜改良センターの6ページに「形質評価手法の開発」とあるのです。非常にありがたいことなのですが、(ア)の方で、「牛、豚及び鶏の肉質評価法を開発する」というのがありまして、(イ)の方が牛だけになっているのです。「牛の簡易な肉量推定技術を開発する」ということになっております。豚とニワトリがここで抜けているのですけれども、何か意図があるのですか。

松本分科会長 回答をお願いします。

家畜改良センター所長 家畜改良センターの南波でございます。

ここは豚さん、ニワトリさんを、殊さら置いたわけでは全くございませんで、豚の場合には、間委員、ご承知のとおり、超音波でもう既にかなりところが分かると。脂肪の厚さなどもほとんどそのとおり出ますし、ロースの太さも、相関でいけば0.95で出るという、もう一丁上がりの技術なのです。それに比べまして牛の方はなかなか難しいと。牛などですと、サシがとても関心を呼んでいるわけですがけれども、相関係数でいけば、まだ0.65前後であると。これを何とか9以上にもっていきたいと、そのようなあらわれでございます。

松本分科会長 よろしゅうございますね。そのほか、どうぞ。

それでは、ご質問がほぼ出尽くしたと思いますので、中期目標(案)に対する意見の、ただいまから議決を行いたいと思います。

前回及び今回の分科会におきまして、各独立行政法人の中期目標(案)について、ご審議をいただいたところでございます。委員及び専門委員の皆様からのご意見及びご質問に対して、ただいま事務局の方から回答があり、これらを反映した中期目標(案)となっておりますことから、ご納得いただけたのではないかと存じております。したがって、各独立行政法人の中期目標(案)に対しては、農業分科会としては異存なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

異存がないということでございますので、各独立行政法人の中期目標（案）に対して、農業分科会として異議なしということで独立行政法人評価委員会に報告したいと存じます。

なお、中期目標につきましては、財務省との協議等の手続を経るために、今後、文言の修正等がありますが、そのような場合の修正については、分科会長に一任していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、ありがとうございました。

それでは続きまして、中期計画（案）及び業務方法書（案）を説明していただきたいとします。中期計画並びに業務方法書につきましては、各独立行政法人が作成し、農林水産大臣の認可を受けるものでございますので、各独立行政法人の長となるべき者から説明をいただきたいとします。

初めに、農林水産消費技術センターについて、説明をお願いしたいと思います。

東京農林水産消費技術センター所長 東京農林水産消費技術センターの池戸でございます。資料は1でございます、この中の何枚目かめくっていただきますと、1 2というページがあるかと思えます。1 2独立行政法人農林水産消費技術センター中期計画（たたき台）というページをお開きいただきたいと思えます。

内容的には、今、ご説明ありましたように、目標に基づいて作成しております。順次ご説明させていただきますと、第1の「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで、1番目として「業務の重点化」でございます。これは目標のところで、我々の消費技術センターは大きく3つに業務を分けて整理してございまして、その1つが(1)でございます。「食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報の収集、整理及び提供」でございます。アでございますが、「調査分析の重点化」ということで、中期目標の中で、この調査分析の課題につきましては、必要性の高い課題を選定して重点的に実施するというようになっております。それを具体的に書いてございます。(ア)には、消費者ニーズはもちろんでございますが、流通、消費の実態等を把握するということで、消費者団体、あるいは地方公共団体等、幅広くアンケート調査を行うということと、それから(イ)で、外部の有識者を含めた委員会等を通じて客観的な優先順位の高い課題を選定するというを考えております。

イの「残留農薬調査分析の迅速化」でございます。特に残留農薬の分析は時間がかかる、約500分以上かかりますので、それを効率化することで、目標には10%削減というように

なっておりますが、具体的には農薬の精製分離工程の改良ということで、調査分析をすることによって効率化を図ることにしております。もちろん、これによって精度あるいは感度が低下することはないという前提のもとで検討しております。

ウの「調査分析結果等の情報の迅速かつ効率的な提供」ということで、(ア)としまして、できるだけ最新情報を迅速に提供するというで、ホームページを開設しまして、(イ)で検索もできるような形のシステムを構築したいと考えております。なお(ウ)にも書いてございますが、電子メールなどを活用していただくことも考えております。ここは重点的な内容ですので、このホームページを通じてだけということではございません。この後に、いろいろな情報提供の手段を、また書かせていただいております。

それから(2)の「農林物資の検査等」と、これが2番目の柱になっております。そのアとしまして「農林物資の検査の重点化及び迅速化」ということでございます。これは目標の中で、JAS法の改正に基づきまして新たに表示が義務づけられた加工食品のウエイトを高めて調査をしましょうというように書かれております。50%以上となっております。それに基づくということと、それから既存の品目、今、55品目まで従来の品目がございしますが、それについては不適合率が高いものを重点的にやろうということの趣旨を踏まえて対応したいと思っております。

(イ)でございますが、この検査分析時間の削減ということで、これも10%ということでございます。科学的裏づけのもとに、例えば理化学検査法から生化学的分析法、具体的にいいますと、今まで薬剤を使って分解していたものを、酵素を使ってより効率的にやるといようなことも含めまして、既往の検査分析の効率化を図りたいと考えております。

それからイの「農林物資の格付の効率化」でございますが、1つは外国林産物の格付業務、これは平成14年度をもって廃止することになっておりますので、このとおりに書いてございます。それから(イ)の生系の格付業務につきましてですけれども、業務体制の見直しを進めながら、担当職員をほかの業務に活用するというで、そのための内部研修を計画的に実施することにしております。

それから(3)、これが3番目の柱でございますが、「農林物資の検査技術に関する調査及び研究」でございます。この調査研究の課題選定、これも(ア)に書いてございますように、消費者、製造業者、あるいは行政部局等のニーズを把握した上で情報収集を行うということと、それから外部の有識者のご意見も踏まえて選定したいと考えております。

イでございますが、途中段階で、その進捗状況を適切に進行管理するというで、内

部の評価に基づく計画変更等の指示を効率的に行いたいと考えております。

2番目の「組織体制の整備」でございますが、これは先ほどご意見が出ましたように、組織体制につきましては、スタート時点から役員制度を設けるということで、(1)で役員と職員との責任と役割を明確にするということとともに(2)で本部と地域体制をつくることにしておりますので、本部の中でも、総務部門と企画調整部門、それから本部と地域、これらの各部門の責任と役割分担も明確にして効率的な運用を図りたいと考えております。(3)では、機動的に業務推進するためにスタッフ制の導入ということも考えております。課題によっては、チームを組んでやるということも考えております。

3の「業務運営能力の向上」でございます。職員の技術水準の向上、それから資格の取得、こういったものは非常に重要でございますので、それを計画的に実施するために職員の技術研修の計画をつくりまして、ISO9000、これは国際標準の品質管理、あるいは品質保証の国際標準でございますが、これの審査員補でありますとか、作業環境測定士といったような有資格者を確保するということを考えております。それから(2)では先進的な検査技術の導入というのも必要でございますので、食品総合研究所等の外部の機関へ職員を派遣しまして修得させ、また内部の研修も行いたいと考えております。

4の「業務運営の進行管理等」でございますが、ここでは業務運営の状況を点検評価するために、外部の有識者を活用した監査を定期的に行うことにしておりますし、特に文書の電子化を推進することにはしておりますが、その結果として、管理運営費の中に占めます用紙代、これを10%削減することも目標として挙げております。

5の職員の安全と健康の管理のための委員会を全事務所に設置することにしております。

6としまして「業務運営の効率化による経費抑制」ということで、今までご説明したような、いろいろな効率化を図ることによって、少なくとも対前年比1%を抑制するということを目標として考えております。

第2でございますが、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」ということで、先ほどの3本柱の1つでございます。品質表示に関する調査、分析、それから情報の収集、整理、提供でございます。この(1)では「講習会等の開催」ということで、特に食生活指針の普及定着関係でございますが、これはご案内のとおり、先般、文部科学省、厚生労働省、それから私ども農林水産省が連携して普及定着の活動をするという形になっております。私ども、実は従来から各地方自治体との教育関係者との交流をずっと深めてきておりますので、特に食材の知識を身につ

けていただくという形で、そういう実績も踏まえまして、理科の先生、あるいは保健科の先生、こういった方を中心にして、全都道府県で少なくとも1回以上は講習会を開くということを用意しております。

またイといたしまして、地方公共団体の職員、特に消費生活センターの職員の方々を対象とした研修会、これを毎年16回以上、開催することにしてありますし、「また」以下に書いてございますが、そういった自治体からの要請に応じて、必要と認めた場合は個別に研修会を積極的に開催するというので、今年度も半年間で35回以上の要望がございまして、対応させていただいております。

(2)の「緊急を要する調査分析」でございますが、これは昨年のような食品事故等の発生に際して即時に対応できる、そういう体制をとるということで、どういう事故が起こるかわかりませんので、あらかじめ専門家ごとの登録をし、かつ調査要領なども作成するということしております。それから調査によって得られたデータは、インターネット等を通じまして、自治体、あるいは消費者等に正確かつ迅速に提供することを考えております。

(3)の「微量物質等の調査分析」でございます。これにつきましては、アとしまして、的確かつ迅速に対応できるような体制を整備するため、1つは、分析技術の習得といった研修、あるいは分析機器の整備、それから保守・点検、こういったものを定期的に行うということと、イとしまして、農林物資の生産方法の改善につなげるということを前提として、農林水産省の関係省庁と連携しまして、基礎データを得ることを目的とした調査分析を実施することとしております。またウとして、特に国際的關係としてCodex規格に関する実態調査も行うこととしてありますし、エとしてダイオキシン、あるいは環境ホルモンといった分析、これは食品総合研究所等と連携をして実施することとしております。

(4)の「JAS規格の定期見直しに係る調査分析」でございますが、これにつきましては、アとしまして、生産、製造、流通、消費、こういった各方面の方々のご意見を踏まえて、きめ細かな要望をお聞きした上で見直しを図っていきたいと考えてありますし、あわせてイとしまして、1規格あたりおおむね20件以上の市販品を購入しまして、分析の裏づけ的なものの調査も踏まえてやりたいということ、それからウに書いてございますように、国際規格の整合性の調査もあわせてやりたいと考えております。

それから(5)の「Codex規格等に係る調査分析等」でございますが、我が国の実態に則したCodex規格の作成に資するための実態調査を行いますし、またCodexの、特に分析・サンプリング部会等へ、私ども職員を派遣をすることを考えております。

(6)の「消費者に対する情報提供」、これも非常に重要な部分でございます。アの(ア)から(オ)まで、いろいろなツールが書いてございます。インターネットによって最新情報を迅速に提供する。あるいは広報誌、ビデオ、パンフレットを作成する。あるいは地方自治体が行っている消費者学習会、あるいは消費生活展、こういったところへ出かけて行って、ご説明する。あるいは消費者相談の事例集をつくったり、消費者相談対応マニュアルを作成する。あるいは消費者、流通業者、団体等を対象とした講習会を開催する、こういったいろいろな媒体を通じて、情報を的確に伝えていきたいと思っております。

なお、前回、ご意見が出ました残留農薬分析結果等も、原則としては、こういったツールを使って幅広く公表していくつもりでございます。なお、その際、あくまでも正しい理解をしていただくということが重要でございますし、誤解がないような、十分配慮した方法を考えていきたいと考えております。

イでございますが、効果測定システムというものも考えておまして、いわゆる情報提供の内容とかやり方、これが的確に行われているかどうかというのを、アンケート調査等によりまして評価判定をするということで、顧客満足度5段階の評価の中で3.5以上を目標としております。

2番目の「農林物資の検査及び格付並びに技術上の調査及び指導」でございますが、特に(1)の品質表示基準でございます。これは目標に書いてございますように、生鮮品については6,000件、そのうち買い上げ調査は300件、それから加工食品につきましては毎年5,000件以上、それから遺伝子組みかえの調査につきましては、少なくとも毎年300件以上は実施することにしております。

それから(2)の認定機関に対する技術的指導でございますが、これは少なくとも毎年1回は調査することにしております。(2)の工でございますけれども、特に国際標準との整合をもつために、ISOのガイド61、65といったものの考え方も導入したいと考えておりますし、そういったところの知識を修得させるために研修も予定しております。

それから(3)の登録申請の手続、これも30日以内に農林水産大臣に報告するように考えております。

(4)のJASマーク品の検査でございますが、これも的確に制度が動いているかどうかということで、工場調査を350件以上、それから市販品買い上げの調査を700件以上と考えております。

それから企業に対する品質管理の高度な知識の普及ということで、ISOやHACCP

といったものを、方策のマニュアルを考えております。マニュアルについては10品目以上を達成したいと考えております。

(6)の依頼検査でございますが、これも依頼者の機密保持ということを念頭に置いて、厳格な管理をしたいと思っております。

それから3の調査研究の関係でございますが、これについては重点化を図るということで、特に生鮮食品の判別技術、農産物でいいますと、国産品と輸入品、それからお魚でいいますと、解凍魚と鮮魚と、こういったものについての判別技術、それから加工食品の原料判別、それから遺伝子組みかえの分析技術、それから微量物質、あるいは機能性成分の一括的な効率的な分析技術、こういったものを中心に調査をしたいと思っておりますし、そういったものの成果については幅広く公表を考えております。また講習会等も開催するという形で普及したいと思っております。

それから4の立入検査に関しましては、迅速かつ的確にするためのマニュアル化を考えております。

緊急時対応、これも日ごろの体制が重要でございますので、情報管理体制を検討していきたいと思っております。

また6の国際協力でございますが、これも外国からの研修生の受け入れを積極的に推進することにしておりますし、職員の語学等の研修にも力を入れたいと思っております。

その次のページが第3としまして、予算と収支計画、資金計画が書いてございます。予算につきましては、収入が運営費交付金、施設整備費補助金、手数料収入、これがメインでございます、5年間で253億となっております。支出は下に書いてあるとおりでございます。

続いてめくっていただきますと、収支計画です。その次が資金計画になっております。これはいずれも統一的な書き方になっております。

第4の「短期借入金の限度額」でございますが、これは過去の例からいって、予算成立がおくれて、給料が払えないということになったときのことを頭に置いて、2ヵ月分相当の借り入れでございます、私どもセンターは7億円という、一応の目安をつくっております。

それから第5の「余剰金の使途」でございますが、余剰金が出た場合は、ここに書いてございますように、消費者ニーズに対応できるような検査分析機器を購入しまして、計画を先取りして、迅速に早目に進めるというようなことに充てたいと思っております。

第6の「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」ということで、1が施設及び設備に関する計画、5年間の各センターごとの見積額をここに書いてございます。

2の「職員の人事に関する計画」ということで、方針としましては、生系の格付が減ってくるということで、それに対しては退職者の補充をせずに、ほかの業務に移行していただくということと、それから林産物の外国の格付業務、これに伴う適正な配置を考えておりまして、(2)で書いてございますように、期末の常勤職員の合理化減を図ることによって、当初の95%を見込んでおります。それから(3)の「人材の確保・育成」でございますが、これは先ほどから幾つかご説明している研修等の内容をここに書いてございます。ウの「職員の採用」については、従来通り国家公務員試験合格者を中心に採用することを考えておりますし、エとして「検査分析能力等の向上」ということで、G L Pでありますとか、あるいはI S O / I E C 1 7 0 2 5の考え方、これは実験室管理の考え方でございますが、こういうものも導入を考えております。それからオとして「検査分析業務執行マニュアルの作成」を考えております。カとして、「精度管理の実施」ということで、センター内におきまして、毎年5回以上、精度管理のプロジェクトを行うというように考えております。

次が1 3の独立行政法人農林水産消費技術センターの業務方法書でございます。これは目的のところを書いてございますように、第1条でございますが、センターの業務の方法についての基本的事項を定めるということで、業務の適正な運営に資するということを目的としているわけでございます。基本方針、第2条は、個別法のセンター法の目的の内容を書いてあるものでございます。それから3条が用語でございますして、第2章以下が個別センター法で定められているセンターの業務の範囲、これには個別の業務がそれぞれ書いてございますが、それぞれごとに具体的な業務の方法について記載してございます。

第2章が品質表示に関する調査分析並びに情報の提供についてでございます。

第3章が消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供の内容を書いてございます。

第4章でございますけれども、農林物資の検査について、品質でありますとか、表示、依頼分析、こういったものの内容が書かれてございます。

第5章はJ A Sの格付等、それに関する技術上の調査及び指導の内容が書いてございます。9条から11条まで、具体的な方法が書いてございます。

第6章は品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導ということで書

いてございます。

第7章が検査技術に関する調査及び研究並びに講習の内容でございます。

第8章でございますが、ここは立入検査の方法について書いてございます。

第9章が「業務の受託及び委託の基準」ということで、第19条に業務の受託の方法について書いてございますし、20条は委託の基準が定めてございます。また21条は、その委託の具体的な契約の方法について記載してございます。

第10章でございますけれども、競争入札等の基本的な事項について、契約の方法等が記載してございます。

第11章「その他センターの業務の執行に関して必要な事項」ということで、緊急時の要請に基づく調査、分析、検査が第24条に書いてございます。また附帯的な業務については25条、それから必要な場合には細則を定めることができるということで、それが26条、その場合の届出が27条に記載してございます。

時間の関係で早くご説明差し上げましたが、私どものセンターの計画と業務方法でございます。以上でございます。

松本分科会長　　ただいまのようなご説明だと、あと5つございます。2時間以上かかる。ちょっとこれは長過ぎると思うのです。既に委員及び専門委員は目を通していただいているはずでございますので、もう少し時間を早目に、一番重要なところ、肝心なところをご説明いただいてスピードアップしたいと思います。いかがでしょうか（「よろしく願います」の声あり）。

それでは次に育苗管理センター、お願いいたします。大体6分から7分でお願いします。

種苗管理センター所長　　それでは資料2でございます。まず中期計画についてご説明いたします。中期計画は中期目標の具体的な、どう対応するかということについて述べております。種苗管理センターの仕事、大きく分けると5つございます。1つは栽培試験。これは品種登録する際に、本当に新しい品種なのかということ調べる栽培試験であります。もう1つは種苗の検査であります。これは流通する場合、変な種が回っては困るということで検査をするというのが1つです。それと、種苗の生産、配布。これはジャガイモ、サトウキビ、お茶でございますが、特にジャガイモ、サトウキビ等は、一たん病気が出ますと、大変伝播が早く、またなかなか退治もできなくなるということで、きれいな、いい種イモを供給したいということであります。

また、それに対応する調査研究をやっておりますし、もう1つ、生物研でやっておりま

す遺伝資源の保存で、普通種で冷凍してやりますと長くもつのですが、それではできない、いわゆる栄養体、植物のままで毎年毎年、栽培しなければ維持できないものについて、我がセンターでやっているということでもあります。そういった5つのものについて、目標に沿って書いております。

第1は効率化の問題であります。一言で申し上げますと栽培試験、決められたことをすればいいということですが、そのやり方について、なれた植物を同じところで、いわゆる土壌でありますとか気象でありますとか人の配置、そういったものをなれた、いいところで集約してやる。今までもやっていたわけですが、それをもう1歩進んできちっとやろうというのが1つでございます。

検査は技術を上げるということだろうと思います。

種苗の生産でございますが、これも技術を上げて、いわゆる高位平準化するということで、マニュアル化をきちっとするということと、農場の性格づけをきちっとし、少ない量でたくさんの種類をやる農場と、少ない品種を大規模につくるという農場を分けることによって、効率化を図ったらどうかということでもあります。

調査研究はきちっとやろうということでございます。

6の「指定種苗の集取」とございますが、これは先ほど申し上げた検査の一部でございまして、農林水産大臣の指示に基づく強制検査でございます。

7が、いわゆる遺伝資源の保存でございまして、これはセンターバンクである生物資源研究所からの委託に基づくものであります。これも能力の向上ということです。

一般的な効率化というところで、先ほど来、いろいろご議論ありました、いわゆる組織体制のあり方について検討しよう。それともう1つ、我がセンターで申し上げておかなければなりませんのは、関西農場というのがございますが、この関西農場、町中にございまして、町中の土地利用には合わないということで、ほかに移転しなさいという対象になっております。現在、そういった交渉をやっておりますが、平成15年3月までに売却するというので、その売却益をもって新たな農地を求め、新しい農場をつくるということにしております。業務運営の合理化は、毎年少なくとも1%の比率で経費を抑制しようということでもあります。

第2の質の向上のところでございます。栽培試験、きちっとやろうということですが、これからどんどん新しい品種が生まれてまいりますし、今までみたことのない、聞いたことのないような植物の品種が出てくるというようなことがございますので、そう

いったものにきちっと対応できるようにしようということでもあります。

それと、大変国際的なものでございますので、UPOV、これは植物新品種保護国際同盟でございますが、UPOVとの連携等をきちっとし、それに対応したマニュアルをつくっていかうということでもあります。検査につきましては、これはある部分、お客様商売でございますので、きちっとアンケート調査等を行い、対応したいということと、種子流通は国際化しておりまして、大変いろいろなものが入ってくる。また臭化メチルが禁止になるというようなことで、種子伝染性病害に対する手当てということが大変重要になっていると思っております。

ばれいしょ等の生産配布でございますが、この上位計画といいますが、農林省としての計画に食料・農業・農村基本計画というのがございます。それに則し、また実際の需要量に則して生産をきちっとやる。その際、決して病気のあるものを配布してはならないという無病化について、きちっといろいろな検査なり技術対応をやっていかうということでもあります。そしてアンケート調査をやりたいということでもあります。

また、この基本計画の中にも書いてありますが、いわゆる不測時、何か問題が起こったときにということで、水田の半分にイモを植えようという計画になっております。そのためには、やはりきちっとした正常な種イモがなければならないということもございますので、そういったものに対応するというのも、大きなものであると思っております。

調査研究は、今、申し上げたいいろいろな業務に対する新しい先端技術を入れて、効率化、またいろいろなニーズに対応しようということでもあります。

5の「1から4の業務に附帯する業務」の中で、技術指導がございます。我々、種苗に関する技術では相当高いと自認しておりますので、そういった技術を幅広く提供したい。また、次のページにありますような、海外研修員等々の受け入れというものをやりたいということでもあります。

指定種苗は決められた、いわれたことをきちっとやるということだろうと思えます。

遺伝資源につきましては、これも一番初めに申し上げたのと同じでございますが、やはりなれたところにまず集約してということが大事なかなと思っております。

8ページに入りまして、資金計画でございます。これは全体、同じルールではじいております。13年度の予算をベースにいたしまして積み上げ計算をしたものがこれでございます。5年間で191億ということでもあります。以下、収支計画はその数字をいろいろ扱っております。資金計画も同じでございます。

10ページの第4、借入金も先ほどの説明と同じであります、第5、重要な財産の処分、これが先ほどご説明しましたけれども、関西農場の問題でございます。売却すると6,300平米でございます。その売却益をもって業務に必要な施設、機械を整備しようということがあります。

11ページ、第6、第7、これは先ほどの消費技術センターと同じ考えで、必要なお金を挙げております。

12ページ、人事に関することでございますが、特に(2)「人員に関する指標」ということで、334から327と、マイナス7というのが現在の計画になっております。ただ、マイナス7だけではなくて、先ほど来申し上げておりますように、5つの業務の中で人を、それなりに異動させまして、もう少しダイナミックな体制の見直しというのでしょうか、再編というのもしなければならぬかなと思っております。以上が中期計画であります。

業務方法書でございますが、これは特段、先ほどの消費技術センターとの違いはございませんで、業務の基本的な方針を述べているものでございます。

第2章で栽培試験、第3章で検査。ただここで、栽培試験につきまして、農林水産省から栽培試験が来るわけでございますが、その中で、センターでやらない方がいいというよりも、ほかでお願いした方がいいというのがございます。それは都道府県等にお願いする部分もございますが、そういったものについては委託ができるようにしておくということでもあります。

第4章ばれいしょ等の生産配布でございますが、これも農水省等との協議の上、いろいろ必要なものを必要なだけ、そして無病性を確保しながら配布するということになると思います。

あとは調査研究。調査研究につきましては、受託でありますとか共同研究というのがございますので、その方法について記載しているところであります。

第6章は収支、第7章は保存、第8章で「業務委託の基準」とございますが、これは定型のものでございます。

第9章、競争入札はすべて一般競争入札を基本とするということでもあります。

第10章で、その他センターの業務について書いてありますが、ここではいろいろな情報提供でありますとか指導について記述しているということでもあります。

以上でございます。

松本分科会長　　ありがとうございました。

続きまして家畜改良センター、お願いいたします。

家畜改良センター所長 家畜改良センターの南波でございます。よろしくお願いいたします。

資料は3番、枝番がついておりますけれども、その2のところからまいります。一番上から数えますと、ちょうど9ページぐらいに当たりますので、お開きください。

独立行政法人家畜改良センターの中期計画（たたき台）となっておりますが、まず第1の業務運営の効率化に関しましては、一言でいえば、家畜改良の対象畜種を主要なものに絞り込むと。あれもこれもやらない。牛であり、豚であり、ニワトリに絞り込む。さらにいえば、(1)のAに書いてありますように、乳用牛ではホルスタイン、Iに書いてありますように、肉用牛では黒毛和種に重点化することとしております。

(2)飼料作物も同様でございます、ただ、配布用に保持しない。10年間に限定して、10年でもう普及すべきはするわけで、それ以上は持たない。それででてくる余裕の部分で最新の品種に重点化するというようなことで、業務対象の重点化を図りたいと思いません。

2「業務実施の効率化」ですけれども、これはほかの独立行政法人と同様に経費の節減、あるいは(2)にありますように、四半期ごとの業務の進行管理をきちっとやるということでございます。

3番目の「組織改正の整備」ですけれども、これは全国に12カ所、事業所があります。これを見直しまして、各課を大きくりにする。現在66ぐらい、課がございますけれども、1月6日付で中央省庁も再編整備しましたが、あのぐらいの整備はしたい。さらにスタッフ制による技術の高度化、こういったものに対応したいと思います。先ほど徳江委員からご指摘がありましたけれども、やはり中期計画を行うためには、なるべく期間の早いうちに、こういったものはどんとやって、5年間やってみる。そして評価を得るというようなことが大事だと思っております。

2ページにまいりまして「他機関との連携」ですが、前回、1回目に間委員からもご指摘ありましたとおり、こういったものは大変大事であると。豚については、例えば系統をつくる場合に、家畜改良センターは雄についてつくりますよと。県はどうぞ、雌についてつくってくださいというような連携であるとか、あるいは系統をつくるための大変優良な畜種が欲しいと。能力のある豚が欲しい、そういったものをつくるために、ブリーダーの方とも、民間の方とも連携をとりたい。それから大学とか試験場はもとよりでございます。

そういったことで連携を図っていくということです。

第2の、国民に対して提供するサービスの項ですけれども、これは家畜改良、飼養管理改善ということで、乳用牛でいえば、かいつまんで(1)をみてください。「遺伝的能力評価の実施」ですけれども、これはかなりIT技術が進んでおりまして、搾乳量、おっぱいを絞る量さえ提供してもらえば、あなたの牛は全国で何番目ですというのがわかるようになっております。同様に雄牛についてもわかる。そうしますと、農家の方は、そのデータが返ってくるのを心待ちにしております。うちの牛はどのぐらいだろうかと。こういったデータが、日本の家畜改良の底上げにもものすごく役に立つということで、年2回、定期的に評価し、公表しようということでございます。

それからもう1つ、次のページにまいりまして、(2)肉用牛ですけれども、これにつきましては中ほど、ウにございますが、「候補種雄牛等の生産・供給」。難しい言葉が書いてありますが、将来、大変役に立つ雄牛、スーパーブルとでもいいましょうか、こういったものをつくりたい。それも、クローン技術の活用であるとか、こういったいろいろな技術を駆使して将来のスーパーブルというものをつくりたいというように考えております。

4ページに移りまして、(3)豚です。先ほど間委員のお話をしましたけれども、こういった他機関との連携、先ほど申したとおりでございます。一方、(4)のニワトリにつきましては、これは消費者ニーズに合ったニワトリ、こういったものに対応しようと思っております。今のところにありますとおり、そういった特徴のある系統、消費者の要望に合った系統というものをつくりたい。9系統ほどつくり、さらに57万個の種卵というものを配布しようと思っております。

馬、山羊、めん羊、実験用動物につきましては、需要を踏まえまして、種畜や、あるいは精液配布を行おうと思っております。

5ページに移りまして、そのほか、種畜検査の適切な実施、家畜の遺伝資源の保存、飼養管理の改善等を行うこととしております。(9)には「家畜個体識別事業の推進」とございますけれども、これは実は、私ども21世紀の畜産振興のための大変強力なツールになるのではないかと。すなわち、いろいろな事業を効率的に行うこともできますし、今までいろいろダブっていた個体確認というものを一本化できる。さらには、トレイスアビリティといいますが、川上をさかのぼり、例えば病気が出たときに、もとの農場はどこのなのだろうかと、こういったこともわかる。消費者のニーズにも的確に対応できるのではないかと。力を入れてまいりたいと思っております。

飼料作物の増殖関係ですけれども、これは需要に応じた高品質な種苗の生産、配布を行うということに尽きると思います。飼料作物の種苗の検査につきましても、例えば日数を短縮する。これも行政サービスの一環であろうかと思っております。

6ページにまいります。「調査研究」ですけれども、これは育種改良関連技術、ここにはかなりの技術的な水準をもっていると思いますので、牛であり、豚であり、ニワトリ、それぞれにその重要な経済形質 発育であるとか、肉質であるとか と関連の深いDNAマーカー、そのもののDNAはわからないまでも、そのすぐそばにある、特徴あるDNAを見つけ出して、改良に役立てたいということを考えております。

下の方にまいりまして、(2)「繁殖関連技術」ですが、およそ家畜あるところ繁殖ありでして、畜産の最も根本的な技術ということで、受精卵の移植であったり、あるいは次の7ページにまいりまして、クローン技術の改善であったり、力を尽くしてまいりたいと思います。

(3)は飼養管理関係ですけれども、搾乳ロボットによる泌乳成績、どう影響を及ぼすかというような調査を初め、その他、飼養管理技術に関しまして調査を行い、マニュアル等を作成し、世の中の役に立ちたい。

それから(4)「技術開発・調査に対する支援」ですけれども、これも場所、大変広大な土地と多くの家畜をもっておりますので、提供してまいりたい。また、行政ニーズへの対応に、これは最優先で努めたいと考えております。

8ページにまいりまして、「講習及び指導」でございますが、これが本当に国民のニーズに対する対応だと思えます。成果の発表であり、技術の普及指導。「成果の発表」のところには、前回、加藤委員、井上委員からもご指摘がありましたとおり、「畜産に関する情報を広く提供する」と書いてございますけれども、先ほど田原課長から説明のあったとおりでございます。そのほか、国内研修、海外からの研修生の受け入れ、海外技術協力等々行ってまいります。

6には法律に基づく検査等でございますが、家畜改良増殖法、種苗法、こういったものの農林水産大臣の指示に従いまして、的確に検査、報告を行うこととしております。

予算、収支計画、資金計画は、考え方は全く同じでございますが、5年間の総額、約483億円という規模で行いたいと思っております。

途中飛ばしまして12ページ、第4のところの短期借入金、これも考え方、全く同じでして、12億円。第5の「余剰金の使途」は将来への先行投資ということで、将来実のなるも

のに使いたいと、ここに書いてございます。第6の施設整備の関係ですけれども、合計で24億ほど。そして、職員の人事に関する計画ですが、13ページをみていただきまして、現期初、13年度952人を918人、96.4%までだと考えております。そのほか、人材の確保、養成等には、まさに人材、宝ですので、力を尽くしてまいりたいと思っております。

引き続きまして次のページ、業務方法書でございますが、構成はほかの独立行政法人と同じでございます。個別法の業務の項目立てと同様になっております。第1章は総則、目的であり、業務運営の基本方針であり、用語について記されております。第2章以降、順次個別法の業務の範囲に沿って記述してございます。

2ページへ移りまして、第5条をみていただけますでしょうか。家畜等の改良増殖推進の方法ということで、家畜改良センターが全国的な改良の、いわゆるコントロールタワー的な機能を果たしたい。全国の改良の調整を行うというようなことが書いてございます。

それから第3章、下の方へまいりまして「種畜等の配布及び貸付」でございますけれども、ここは透明感のある、公平感のある、そういった方法によるということでございます。

3ページにまいりまして第4章「飼料作物種苗の生産及び配布」ですけれども、これも家畜と同じような考えで業務の方法を書いてございます。第5章「飼料作物の種苗の検査」でございますけれども、12条にありますとおり、OECD種子制度に基づく検査証明を的確に行う。その方法について書いてございます。あわせて、4ページに移りまして、13条のところ。地域への適用性等の検査の方法ということですが、私ども、今までは育種を担当しているところから引き継いで増殖をするという仕事をしていましたが、本当は品種ができ上がってしまってから、さあ増殖では遅いのです。育種しているうちにある程度目鼻を立てる、ユーザーの意見を聞くというのが大事だということで、13条はそのような体制をとりたいと。試験場等々の関係機関との調整も既に済んでおります。

第6章「調査及び研究」ですけれども、これは14条、センターには広大な土地があり、施設があり、あるいは多くの家畜をもっております。家畜改良センターらしい特徴のある仕事をしたい。みずからが使うだけではなくて、ほかの機関が行う調査研究にも、ぜひ使っていただきたい、連携していこうということでございます。

次に5ページに移っていただきまして、第7章「講習及び指導」でございます。役に立つ家畜改良センター、そして、こういったものが皆様方の評価に大変影響を与えますし、評価を受ける大きな点だと思います。特段の力を入れてまいりたいと思います。

そして第8章は、法律に基づく農林水産大臣の指示があった場合に、的確にこれを行い、

速やかに報告を行うということが書いてございます。

第10章、業務委託の基準、第11章、競争入札、そのほか12章、雑則、付則と。これは他の独立行政法人とほぼ一緒でございます。

以上でございます。

松本分科会長     ありがとうございました。

それでは続きまして肥飼料検査所、お願いいたします。

東京肥飼料検査所長     東京飼料検査所の佐藤でございます。どうかよろしく申し上げます。

私どもの肥飼料検査所、現在、全国に6カ所ございまして、それが4月1日から1つの独立行政法人としてスタートします。中期計画には書いてございませんけれども、先ほど徳江委員からお話がありました組織体制でございますが、事務会計部門を中心に、スタート時点から本部に集中化させようということで、今現在、そういう作業を進めております。

それでは中期計画の方に入らせていただきます。目標につきまして、いかに具現化していくかということで中期計画は整理してございます。私どもの肥飼料検査所、大きく分けて肥料の検査、飼料及び飼料添加物の検査、それから土壤改良資材の検査、この3つに分かれます。

4-2の中期計画のたたき台でございますけれども、法律に基づきまして、肥料は登録制度をとっております。登録の調査、見本品の分析等を肥飼料検査所が手がけることとなります。登録の調査をみますと、どうしても外部からの問い合わせに相当の時間をとられている。それから見本品の分析にも相当時間をとられている、目標では5%の能率アップを図りなさいということで指示を受けておりますけれども、1つは、より詳しいマニュアルをつくって対応しよう。それから重金属分析でございますけれども、現在、かなり精密な分析をしております。これを蛍光X線分析、まだ精度が粗いのですけれども、この精度を高めつつ、明らかに合格、明らかに不合格という部分をまず最初に峻別してしまおうと。不確かな部分につきましては、厳密な分析をしよう、そういう形で効率化を図ろうとしております。

収去品の検査につきましても     収去品といいますのは、立入検査に入ってサンプルをとってきて、それを分析してちゃんと保証票のとおりになっているかどうかということを検査するためのサンプルでございますけれども、先ほど申しましたスクリーニング法の導入による効率化に加えて、分析検査の特性といたしまして、大体5点分析するのも10点分

析するのも、それほど時間に違いはございません。倍かかるというようなことではございませんので、分析検査の効率化のポイントというのは、いかにしてまとめて分析をするかということにかかっております。今までも手がけてきたわけでございますけれども、立入検査等を集中化することによって、より一層分析の効率化を図りたいと考えております。

立入検査につきましては、今度の中期計画におきましては、国民の関心の高い汚泥肥料と重金属が入りやすい、あるいは有害物質が入りやすい、そういうものに重点化を図るとともに、今までやってきた化学肥料、化学合成を主体とした肥料については、徐々にウエイトを下げていこうと、そういう方針のもとに計画を立ててございます。

次の2ページでございますけれども、飼料の方でございます。飼料につきましては、目標で5%の能率アップということをお願いしております。飼料につきましても、いろいろと内部で検討して、性状が類似している複数成分につきましては、ガスクロマトグラフィー等の機器の能力が相当向上しておりますので、多成分を同時分析するような、そういう手法の開発に努めまして、なおかつ分析を集中、集約化することによりまして、5%の達成を努めていこうと計画しております。

立入検査につきましても、そういうことでございますので、これも集中化して、検査の効率を上げていきたいと考えております。

土壌改良資材につきましては、ここに大きく掲げておりますけれども、肥飼料検査所の業務に占めるウエイトとしては非常に小さうございまして、年間大体30点から40点の分析検査、全体としてのウエイトも小さいものでございますので、説明は簡略化いたしますが、ただし、非常にマイナーな部分でしたので、今まで検査において非効率な部分もありました。それを、これも集中化することによって10%程度は削減可能だということで、そういう計画を組んでおります。

次に、国民に対するサービスその他の業務の質の向上でございます。ポイントのみ述べさせていただきますと、3ページになりますが、いろいろな情報につきましては、なるべくインターネット等で公表していきたい。それから今まで分析その他につきましては、期日を余り明確にしておりませんでしたけれども、結果報告の期日を明らかにして国民のサービスを図っていこうと計画しております。

それから、肥料は公定規格をつくりまして、登録制度をとっているわけでございますけれども、その公定規格の設定に資するように、国民のニーズも踏まえながら、ここで例示してありますように、ダイオキシン類の含有実態調査を進めたい。特に問題がある肥料が

ありましたら、それを公定規格で設定するように本省に働きかけたいと思っております。それから病原性大腸菌につきましても、今、牛の堆肥等に、どのくらい入っているかというのが、いろいろととりざたされておりますけれども、堆肥等を中心に0.157の含有実態調査等を進めていきたいと考えております。

それから、ちょっと飛びまして恐縮でございますけれども、4ページ「調査研究」につきましては、詳しい内容は省略いたしますが、今後の分析検査の効率化を図るために、例えば植害試験、これは今、30日ほどかかっているわけですがけれども、栽培試験に代えて細胞レベルでチェックするような、次の検査の効率化に役立てるような調査研究を中心に進めていきたいと考えております。以下は省略させていただきます、次の飼料でございますけれども、5ページの中ほどになります。

飼料につきましては、今、基準規格に基づきまして検査をしております。現在、飼料添加物の基準規格が151項目ございますけれども、これの約半数に当たります77項目につきまして、現在の技術的進歩、それからいろいろな社会的な背景を踏まえて基準規格の見直しのための調査を行っていききたい。

それからモニタリング検査。基準規格に基づいているいろいろな検査をするわけですがけれども、年間9,500点、その下にも書いてございますように、点数を明示してサービスをしていこうと。それから基準規格にない検査項目、次の6ページをあけていただければと思いますけれども、組換え体利用飼料の検査につきましては、まだ基準規格は設定されておられません。この辺につきまして、国民に対するサービスの一環として充実して取り組んでいきたい。

それから真ん中ほどのHACCPに関する調査検証。今、えさのいろいろな問題点は分析検査によって明らかにしているわけですがけれども、すべて検査するというのはなかなか容易なことではありませんので、製造工程そのものをチェックしながら検査の効率化を図り、次の検査の効率化につながる、そういうものをこの5年間で準備してございます。それ以外につきましても、ご説明したいのでございますけれども、あと大体共通してございますので、省略させていただきます、10ページをあけていただければと思います。

肥飼料検査所の特徴といたしまして、今度、独立行政法人になるに伴いまして、飼料検定収入という、抗生物質の検定収入なのですけれども、これを自己財源化しております。5年間で約1億、毎年2,000万ほど計上してございます。これは自己収入に見合って支出の方も、そのような経費で賄おうと。経費に見合った収入、収入に見合った経費で運営し

ていこうということでございます。

それから13ページでございます。「剰余金の使途」でございますけれども、肥飼料検査所は検査を主体にしておりますので、もし剰余金が効率化によって発生した場合には、検査分析機器、それからIT関連機器です。本部の方はIT機器も充実しているわけですが、残りの5検査所の体制がまだ不十分なので、この辺に充当したいと、計画では位置づけております。

それから人員でございますけれども、先ほども申しましたように、私どもの検査所は全国6カ所ございまして、総員141名でやっております。役員を除くと139名でございますけれども、5カ年間で2名の減員を図りたいと考えております。

それから業務方法書でございます。私どもの肥飼料検査所、個別法の第10条に業務の範囲ということで書いてございますが、法律に基づくものがほとんどでございます。肥料につきましては肥料取締法、飼料につきましては飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、それから土壤改良資材につきましては地力増進法に基づいてやっております。その法律を引用して書いてある部分が大部分になりますけれども、法律に定めのない部分が若干ありますので、その部分についてご説明して、業務方法書の説明にかえたいと思えます。

例えば肥料で申し上げますと、2ページでございますけれども、第7条、第8条、この辺につきましては、法律上は規定してございません。第7条については、これから私ども独立行政法人も依頼検査を受けまして、都道府県の依頼、農業者等の依頼等に対しても対応していこうということで、こういう規定を設けさせていただいております。この範囲内で依頼検査実施規定をつくりまして、この業務の範囲を逸脱しないように、この業務方法書に基づいてやっていきたいと。個別法の第10条を具体的に書き込んだという性格のものでございますので、まことに恐縮ですけれども、ここの詳細な説明は省略をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

松本分科会長　ありがとうございました。

それでは次は農薬検査所、お願いいたします。

農薬検査所長　農薬検査所長の柿本でございます。よろしくお願いたします。お手元資料の5、枝番でいうと2番及び3番の中期計画及び業務方法書の説明をさせていただきます。

農薬検査所は、独立行政法人農薬検査所法で農薬の検査を行うことによって農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ると、これが目的として設立される予定の機関でございます。具体的な業務につきましては独立行政法人農薬検査所法で3つ規定されております。農薬の検査を行うということ、それに附帯する業務を行うこと、さらに3番目としまして、農薬取締法の規定による集取及び立入検査等を行うこととなっております。この中期計画も、効率化及びサービスの向上を中心として、構成としては、この3本柱について私ども、目標に応じた対応をしていきたいということでございます。

説明に入ります。第1の業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置といたしまして、まず農薬の検査につきましては、目標で考えている従来の検査内容について、一申請当たりの検査期間を5%削減すると。これに対しまして、下の(1)から(4)までの4つの措置を講じてまいりたいということでございます。

まず(1)は、農薬登録の申請者には農薬の安全性の確保という観点から、いろいろな試験成績の提出を求めており、最近、環境ホルモンに対応すると思われる繁殖試験等の充実も図ってきておりますが、メーカーによっては、そういうデータをつくっていないわけではないのですが、提出するのを忘れてきたり、そこで結構やりとりに時間がかかる。あらかじめ、こういうチェックリストを含めた申請の手引書というのを作成して、時々刻々の変化に対応して、申請者側に間違いがないようにということでの時間的節約ということで、チェックリストを含めて申請の手引書を整備する。

2番目として、今ちょっと申し上げましたが、検査の項目がどんどんふえております。それに対する検査のマニュアルの作成及び見直しということで、我々の側のミスをなくしていくということでございます。全体の動きに対しては3番目の進行管理表による検査を点検し、なぜ検査が遅れたかという問題について、これを解析し、改善していくと。あとは4番目の職員の資質の向上ということでございます。職員の資質の向上をうたっておりますが、これは以下のところでも時々出てまいります。

次に「1の業務に附帯する業務」としましては、農薬のG L Pの適合確認というのがございます。この農薬のG L Pというのは、農薬の安全性に関する試験の成績、この成績が信頼できるかどうか、これを確かめる制度でございまして、これについても検査項目がふえると、その試験成績がふえるわけですが、その信頼性はどうかということで、この対象試験の範囲が拡大しております。このようなことに対応しまして、次のページにまいりますが、この適合確認業務を申請から適合確認までの期間を、1件当たり5%削減するとい

うのが目標でございますが、これに対しては(1)から(3)の項目について、措置することで対応してまいりたい。(1)としては手引書を作成し、申請資料の不備を減少する。これは基本的には農薬の検査と同様の視点でございます。

2番目としては、対象試験がふえてまいりまして、ここに幾つかの例が出ております。水産動植物に対する影響試験、農薬の土壌中や水中での分解、代謝、移行を評価する試験、いわゆる運命試験などがふえておりますが、これについての査察マニュアルを作成してまいります。あとは職員の資質の向上でございます。

3番目、これは各機関と共通でございますが、業務の全体を通じて、対前年度比で1%の経費を削減していくということでございます。

引き続きまして、国民に対して提供するサービスの分野のことで、農薬の検査でございますが、この農薬の検査というのは、実は先ほどの効率化と裏腹でございますが、ここに書いてあることは基本的に効率化事項と同じでございます。中期目標では、行政手続法に定める標準的事務処理期間の1年半内におさめるようにということで、幾つかのタイプに分かれて1年5ヵ月、11ヵ月以内と、こう書いてございますが、我々としても、効率化の方の検査で書いたような措置をとってまいりたい。ただ1つ、検査の効率化の方に記載していないのは、2ページの一番下でございます。「近年の農業が本来有する自然循環機能を維持増進するために、天敵等の生物農薬の実用化の促進を図る」ということで、このような命題を求められておりますが、私どもとしては、生物農薬について電子顕微鏡等の導入による正確な判定などにより、検査の迅速化を図ってまいりたい。

次に業務に附帯する業務で、これはG L Pでございます。ここでは、先ほどの業務の効率化というところと同様の措置をとることにしておりますが、この結果として、3ページの2の一番下のウのところを読んでおりますが、原則として3週間以内に査察結果をとりまとめ、それをもとに、しかるべき対応をとっていくということでございます。

次のページに移りまして、「調査研究」に進みます。この調査研究は、農薬の検査技術の向上を図る観点から進めようとするものでございまして、アのO E C Dのテストガイドラインの国内におけるフィージビリティというか、その検証に取り組みたい。それから農薬中の有害副成分の分析技術の確立といたしますが、これに取り組みたいということでございます。

3番としましては「情報収集等」。これはCodex委員会、先ほど消費技術センターさんの方でも紹介されていたような、私どもは農薬に関することですが、このデータの収集をし

て、これを検査に反映させていきたいということを考えております。

4番「研修・指導等」。これは都道府県からの要請に応じた農薬の安全な、いってみれば適正使用の指導、あるいは研修という視点から、我々の職員を講師として派遣するというところでございます。

5番としては「国際調和への対応」。従来から、農薬検査所はOECDの環境政策委員会等の農薬の安全性、あるいは登録に関する国際調和の会議に出席してはりましたが、これを引き続き、我々が担ってまいりたい。それから次のページに移りますが、Codexの残留農薬部会での基準設定に貢献する。さらに日・EU間におけるGLPに関する基準の相互承認協定、これが近々締結されるというように聞いておりますが、これの実施部隊として私どもがこれに貢献したい。

さらに6番として「海外技術支援」。これは国際協力事業団などの要請に基づいて、国との連携のもとに発展途上国に対する専門家派遣及び発展途上国からの研修生の受け入れ、これを進めていきたいということでございます。

7番のアンケート調査につきましては、他機関と同様な観点で、私どもは申請者及び国内管理人に対するアンケート調査を行い、業務の質の向上に役立てていきたい。

8番目として「情報の保全・管理」をしてまいります。

それから、先ほどの業務の範囲の3番目に当たりますが、農薬取締法の規定による農薬の集取及び立入検査につきましては、立入検査マニュアル、それから農薬の集取マニュアル、こういうものを作成いたしまして、立入検査業務の迅速化を図ると同時に、この結果について1カ月以内に農林水産大臣に報告を行うということで、今後は対応していきたい。

次の6ページでございますが、第3、5カ年分の予算、収支計画、資金計画。この基本的考え方については、今までご紹介がありました各機関と同じような構成になっております。この予算につきましては、運営費交付金と施設整備費補助金をもって41億2,100万円、この支出の方については業務経費、それから施設整備費、一般管理費、人件費に分けてございます。

以下、8ページに移りますが、先ほどの経費を収支計画欄に落とし込んだ金額でございます。費用が39億6,700万、収益の方も同様でございます。

3番目、9ページの資金計画につきましても、同じような考え方で整理させていただいております。

第4番、10ページの「短期借入金の限度額」につきましては同様の考えで1億円を計上させていただいております。「剰余金の使途」につきましては、業務の効率化及び質の向上を図るための検査用機器の更新に役立ててまいりたいと考えております。

第6の「農林水産省令で定める業務運営に関する事項」につきましては、まず施設整備につきましては、13年度に精密機器実験棟というところで、ここで農薬に含まれるおそれのある有害混在物の分析を、副成分をやるということで、ケミカルハザード対応の施設を整備したい。以下、14年度から17年度につきましては、所内のローカルエリアネットワークの構築、それからライシメータという農薬の土壌中の移行性の評価に関する試験装置、それから毒性資料保管庫の新設をもって、1億プラスマイナス というところで、予算措置をお願いしたいと考えております。

あと職員の人事に関する計画につきましては、先ほどちょっと触れましたように、いろいろ検査、それからGLP、これがふえる方向で動いておりますが、私どもとしては適正な人員の配置を進めることによって、業務運営の円滑化を図ってまいりたい。「人員に関する指標」をごらんいただきたいのですが、期初66名に対して期末では65名、比率で申し上げますと98%、1名減ということで今後進んでいきたいと考えております。

引き続きまして業務方法書でございます。業務方法書の構成、それから考え方については、先ほど来、ご紹介のあった機関と基本的には同じでございますが、農薬検査所の場合には、まず第1章総則の第2条の運営方針としては、これはいわゆる農薬検査所法に書いてあるものをそのまま書いてございます。運営の精神としましては、公共的な重要性にかんがみ、国の施策に順応し、関係諸機関と密接な連絡を保ち、能率的、効果的に運営していくということであります。

第2章が「農薬の検査」に当たります。ここでは第4条から第7条までのところで、大臣の指示に基づく検査、それから外部から依頼を受けて検査をすることができるということとなっております。

第3章では「農薬の検査に附帯する業務」ということで、第8条の信頼性審査以下、調査研究、研修・指導、国際調和への対応、情報収集、それから海外技術支援、農薬の見本、それから試験成績等の保管等、先ほど来、中期計画等で具体的な中身についてはご説明いたしましたようなことをうたっております。

第4章につきましては、「製造業者に対する農薬の集取及び立入検査」ということで、業務の範囲の3本柱に当たる3番目ですが、立入検査、それから農薬の集取を書いており

ます。

第5章では、これは他機関と結果的には同様の表現振りになっておりますが、「業務委託の基準」ということで、第17条で業務の委託、第18条で委託契約をうたっております、第6章については「競争入札その他契約に関する基本的事項」ということ、これも今までご紹介のありました機関と同様の考え方で整理してございまして、19条に契約の方法、そして20条で政府調達に関する協定に係る物品等の契約手続をうたっております。

あと雑則では、具体的な業務の方法については細則に書いておりますが、細かいルールを設けて今後運営したいということで、これは大臣に届けるということになっているというルールをここで書いております。

足早でございますが、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

では、最後になりましたが農業大学校、お願いいたします。

農業者大学校副校長 農業者大学校の副校長の門脇でございます。よろしくお願いいたします。

農業者大学校につきましては、資料6でございます。その資料6 2、3ページでございますが、まず中期計画のたたき台からご説明をさせていただきたいと思っております。

農業者大学校の教育、研修につきましては、本校、多摩市にあります3年間の農業者の育成、それから大分と岩手にあります果樹の研修所の果樹農業研修、2つに分かれております。

まず第1の業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置でございますが、まず中期目標でコストの3%削減ということがありました。これに対応いたしまして、具体的には演習、特別講義などの教育時間数を増加させるということで、教育内容の充実を図る、こういうことを、限られた経費の効率的配分によって実施し、教育時間当たりのコストを3%削減する。なお、この教育時間数の増加ということにつきましては、2の業務の質の向上にもかかわりますけれども、学生の就農意欲の醸成等につきまして、演習、特別講義を活用して向上させていくということで質的な向上につなげていきたいと考えております。

2番目の果樹農業に関する研修につきましても、研修の中身を削減するということではなくて、効率化によって、研修コースを新しく、ニーズに合わせた設定を行うというようなことで実施することを考えていきたい。

3番目は、各機関の中期目標に出ていますようなことで、私どもとしても、その目標に応じた経費の抑制を図っていく必要があると考えています。

それから2番目の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上についての計画でございます。第2の1の(1)は、多摩本校におきます教育に関してでございますが、まず「学生の就農状況等の維持・改善」ということで、学生の確保と定員の充足を図る。現在、定員は50名でございますが、7割程度の学生ということでございますので、これをいろいろな努力によってふやしていくということで、具体的には農業者大学校の特色を分かってもらえるような宣伝活動の的確な実施でありますとか、卒業生の協力による細かな応募者の発掘、あるいはインターネットによる周知といったことをやっていきたいと思っております。特に卒業生の就農率についてでございますけれども、これを90%以上確保するということが、学生の就農意欲を醸成するという意味では、現場の農業者の方々の講義というのが非常にインセンティブを高める意味がありますので、そういうものを重点的に教育課程に導入する。あるいは演習におきまして、卒業後の農業経営についての具体的な指導。先進事例の検討でありますとか、経営モデルを検討するとか、そういう具体的なことをやっていきたいと思っております。

2番目の「教育内容の改善等」でございますが、これについてはまずニーズ把握ということで、卒業生を対象にしまして、農業現場から見た望ましい教育内容に関するアンケート、これは卒業後5年以上を経た方が中心です。2つ目には、卒業してまだ間もない方々に教育の満足度という視点でアンケートする。そして、そのいったことを踏まえまして、4ページ目の(1)に書いてございますが、カリキュラム検討委員会でアンケート調査結果とか、将来の食料・農業・農村の方向を踏まえたカリキュラムを検討し、実行していきたいと思っております。

(2)の「果樹農業に関する研修業務」についてもほぼ多摩と同様にやっていきたいと思っております。具体的には、省略をさせていただきますが、特に(2)のイの(1)については、研修生自らが栽培管理計画の立案等を行いまして、自分で計画を立案し、実行するという力を養うという視点でいろいろと改善をしていきたいということでございます。

2番目「1の業務に附帯する業務」ということでございますが、まず1つは「卒業生への経営実態調査・情報提供」ということでございます。既に農業者大学校は1,000名を超える卒業生がおりますけれども、多くが就農しまして、地域で活躍をしているという状況にあります。大学校としても、これらの方々に経営改善に関する支援をしていくとい

うことで、各種の実態調査、経営の事例調査、それから各地域に分けましたブロックごとの研究集会といったものを作って支援をしていきたいということでございます。さらに5ページ目のエに書いてございますが、そのような結果は広く卒業生に知らせる、あるいは一般に知らせるということで、ホームページに最低2回は掲載をして、お知らせをしていきたいと思っております。

(2)の「関係機関への教育方法等に関する情報提供」でございますが、これは全国段階の大学校として、道府県農業大学校等に対して、いろいろと収集した農業教育に関する情報をとりまとめて提供する、あるいはインターネットでも情報を提供していきたいと考えております。

次の6ページの予算に関しては、これは各機関でご説明されたような整理で、34億2,200万円の経費ということでやっていきたいと思っております。細かいことは省略をさせていただきます。8ページの収支計画、資金計画につきましても、同様の整理でございます。

10ページの「短期借入金の限度額」、これは1億円ということで人件費の2カ月相当分ということでございます。円滑な実施に必要なものとして計上しております。「剰余金の使途」につきましては、教育の充実、研修の充実という観点から、研修教育機器の整備、果樹園作業機械、遠地条件の整備等の業務の高度化・効率化に必要な経費ということでございます。

11ページ、その他のところでございますが、施設整備については女子寮等、それから選果施設等を計画的にやっていきたい。

職員の人事に関する計画につきましては、業務の効率化の推進ということで人員の適正な配置、特に企画機能とか広報機能等々につきましては、これから農業者大学校が開かれた学校として非常に強化すべき部分だということでございますので、力を入れていきたいということです。職員数につきましては、小さいのですけれども43人、期末42人ということで、98%とする形でございます。計画につきましては以上でございます。

業務方法書につきましては、総則、基本方針はそこに書いてございますが、2章が「学理及び技術の教授」ということでございます。3条で本校における長期農業者教育、それから果樹農業研修所の果樹農業に関する研修を行うこと。4条の教育課程につきましては、農業者大学校は集合教育と、特に力を入れている派遣実習。それと、在宅学習を組み合わせたものです。恐縮ですけれども、4条の一番最初の行の「在宅学習の組み合わせ」というのはミスプリントで「在宅学習を」でございますので、訂正をいたします。あと、外部

の講師の方々にご協力をお願いする。それから教育指導員、これは職員でございますが、個別指導等を行うということで、具体的には学則で定めたいと思います。

第5条は果樹農業に関する研修。特に岩手の方は落葉果樹、大分の方は常緑果樹を中心としてやっています。14ページですけれども、研修の方では基礎研修コース、応用研修コースが長期研修としてあります。そのほかに短期研修を行う等々でございます。具体的には、これは研修規則で定めたいと思っております。

定員及び修業年限。多摩の本校については1学年50人、原則3年の修業年限、長期研修については、落葉、常緑それぞれ25人、修業年限は1年ということです。7条については、本校と果樹研修所に分かれていますので、それらについては一体的に運営をしていくということで、相互に研修生、学生の受け入れとか施設の活用等ができるようにしていきたいと思っております。

第3章はアンケート等の調査、それからカリキュラム検討委員会のことについて記しておりますし、第4章の附帯業務については、卒業生に対する支援、関係機関への情報提供等ということにしております。第5章は業務委託の基準ということで、これもほぼ定型に従ったものでございます。あと雑則で、このほか必要な事項については細則を定めるということです。

どうも失礼しました。

松本分科会長  ありがとうございました。

以上で、非常にはしょってご説明いただきましたけれども、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どなたからでも結構でございます。

加藤委員  資料1  2と、それから4  2についてお伺いいたします。資料1  2で、遺伝子組換え食品表示について300件以上ということです。これは確認の意味でございますけれども、48都道府県、取り扱い事業者の数、対象品目を考えますと、300というのは大海に水一滴という感じがしないでもないので、以上というところに非常に期待をして、臨機応変に必要な応じてふやしていただきたいということと、それから飼料の場合です。飼料の方の4  2の中では、どのようにこの遺伝子組換えのものについての調査をおやりになる予定なのか、読み取りにくいのでちょっとご説明ください。

東京農林水産消費技術センター所長  食品の300件でございますが、先生がおっしゃられたとおり、ここはあくまでも以上ということで、根拠も、この前に加工食品5,000件買い上げるということにしているのですが、今、加工品で、いわゆる組みかえ体の対象に

なっている品目というのは全品目の大体1割なものですから、大まかにいうと5,000件の1割ということなのです。ただ、おっしゃるとおり、そういうものの中で特に不正が懸念されるものというのでしょうか、表示していないものとか、非遺伝子ですと書いてあるものとか、それを重点的に買い上げてやっていきたいと思っていますので、そうするとそのまた半分ぐらいかなという根拠ですので、もちろん調査してみないとわかりませんから、その動向によっては重点的に力を入れていきたいというように考えております。

東京肥飼料検査所長 肥飼料検査所の飼料の遺伝子組換え体の検査でございますが、まず内容的には、現在、スターリンクといいますが、Cry9Cというたんぱくと組換えDNAを対象にして、年間100点行うこととしております。この100点の根拠でございますけれども、港に着く本船が、大体5万トンクラスなものですから、この点数で十分だろうということと、もう1つは検査所では「アザ」法だけではなくて、PCR法で遺伝子を検出して、シーケンサーによる塩基配列の同定までを行って、それで完了ということからして、能力的に、やはり100点が1つの限度になるのではないかということで、年間100点ということで記載させていただいております。

松本分科会会長 よろしゅうございますか。 どうぞ。

徳江委員 意欲的な計画を聞かせていただきまして、ありがとうございました。そうということで、こういう計画が実際に実行されるかどうかの進捗管理というか、進行管理というのをはっきりやっていただかないといけない。これを明記されているのは消費技術センターと家畜改良センターです。あとの4つは、あるいは見落としているかもしれませんが、進捗管理をやるという宣言をしていただきたいということです。特に四半期ごとという家畜改良センター、企業並みです。非常に意欲的なことだと思ひまして、これを他のセンターもひとつ見習っていただきまして、計画の中に入れていただきたいなど。これは提案でございます。

それから業務方法書でございますけれども、これが、やはり統一されていないなど。恐らく独立行政法人の制度ができて、準備する時間が余りなかったのではないかということで、その辺の不統一があるということです。最後、雑則のところ。別に細則を定めるという規定と、それから定めたら大臣に届けると、こう書いてあるのですけれども、ないものもあるのです。ないところが2つぐらいあると思います。ですから、これは統一して、少なくともこの分科会の法人は、それをそろえていただきたいなど。

もう1つ、大臣に届け出ましたら、細則については少なくとも委員会に報告をしていた

だきたいという要望でございます。ですから、細則を定めました、要旨はこうですと、少なくともそのくらいはご報告をいただきたいというところです。これが2番目。

それから、目標、計画、それから方法書の中にもある用語の問題。規定という言葉があって、それから細則があって要領があってマニュアルがあるのです。これは、制定するのがだれか、あるいは改廃するのがだれかという、その制定、改廃権者がだれかというのがはっきりしない。もちろん、理事長が別に定める規定という用語はありましたけれども、この辺が、ちょっと用語が統一されていない。用語の定義がされていないといたらよろしいでしょうか。つまりルールが体系化されて、それをだれが制定して、どのようにそれを改定するか、この辺のルールが明確ではないということで、これも少なくともこの6法人は統一してできるのではないかとということで、これをご検討いただきたいと。

もう1点、よろしいですか。やはり方法書なのですけれども、入札方法、契約の方法です。ここに「指名競争契約または随意契約に付することができるものとする」と。この辺が今、地方自治体も国も、随契というのが問題でございまして、この程度の決め方では、裁量の範囲が広過ぎるのです。したがって、随契はご存じのようにいろいろな問題が発生していますので、この辺をもう少し詳細がきめやかなというのでしょうか、「契約の性質、または目的から、一般競争に付することが適当でないとき」となっている。「適当でない」というのがどういうことかというのがはっきり出ていない。これがあいまいですから、いろいろな問題が出ると、私どもも経験しているものですから、全部一律でそういう規定ですから、恐らく国もこの辺については相当な詳細な規定があるのではないかと思いますので、国が規定されているルールがありましたら、その辺も取り入れていただいて、ちょっとこれでは余りにも広過ぎるということで心配しています。ですから、方法書の中身をご検討いただきたい。以上でございます。

松本分科会長　以上、徳江委員から4つのご提案ないし要望がございました。まず第1の提案でございますが、ご回答をお願いいたします。

種苗管理センター所長　進行管理についてでございますが、種苗管理センターの仕事というのは1年をタームにして行うということが1つございますので、当然のこととして、この評価委員会におかけするということで、きちっとした進行管理、評価をしなければお諮りできませんから、当然内部的にもいたしますが、どこまでが進行管理の評価だというのは別にいたしまして、毎月、いろいろな会議なり、理事会などが開かれると思いますので、いわゆる外に向かってやるぞというのは1年に1回ではないかと思いますが、種苗管

理センターとしては随時やっていければいいのかなと思っています。それは、やはり1年間のタームで仕事をしているというようなことで、そういったことでよろしいのではないかと。ただ、中にアンケート調査等2つ行うというようにしておりまして、外の評価というのも十分しなければいかんと、こう思っております。

松本分科会長　よろしゅうございますか。次は方法書についてでございますが、これについては3つの要望がございました。まず、全体的に統一されていないということでございますが、これについて、ご回答をお願いします。

生産局総務課長　それでは私の方からまとめて考え方だけということで……。

この分科会でご審議いただいております6つにつきまして、用語の統一ですとか、そういったことは十分ご指摘を踏まえてこれから検討させていただきたいと思います。言葉の使い方含めて細則の届出等々も統一をさせていただきたいと思います。

契約の方法につきましても、ご指摘をいただきましたので、これについては他の分科会等のセンターもございますので、あるいは各省共通の書きっぷり等もあると思いますので、その辺はもう少し表現ぶり、直すことができるのかどうか、検討のお時間をいただいて、また後日といいましょうか、報告をさせていただければと思います。

松本分科会長　徳江委員、よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

井上委員　消費技術センターと種苗管理センターと、それから家畜改良センターのこの3つを、研究に関する確立及び開発、それから特許ということで比べてみますと、家畜改良センターに関しては割と数的な表現、例えば調査研究等の成果を年間に50以上発表するということがはっきり書いてありますけれども、それは家畜改良センターがほかの2つに対して、ちょっと施設としての性格が違うものであるというように理解していいものでしょうか。それから、恐らくほかのところも開発及び技術の確立をしていくというときに、特許もかかわってくるのだと思うのですけれども、その特許に関しては家畜改良センターしか書いてありませんけれども、それに関しては必要ないというように考えていいことなんでしょうか。

松本分科会長　以上2点のご回答をお願いいたします。

東京農林水産消費技術センター所長　消費技術センターですが、私どもは調査研究という言い方をしているのですけれども、基本的には検査技術に関する内容が多い。しかもどちらかという基礎技術というよりも現場的な技術というのでしょうか、もっというと、

基礎的な分析法はあるのですが、その前処理、例えば食品ですので、油の多いものもあり、たんぱくが多いもの、それから糖分が多いもの、そういうもの前処理技術に関する実務的な調査研究が多いものですから、今まで、その辺の特許にかかわるようなものというはなかったものですから、ちょっとそういう感覚がなくて、ここには入れていないということです。当然、そういうのがあり得る場合は、ほかの機関と同様な考え方で対応したいと思っております。

種苗管理センター所長 種苗管理センターでございますが、今の特許の件につきましては、余り特許のようなものが出てくるような調査研究ではございません。と申しますのは業務運営上必要な、それを業務運営上効率化し、また新たなニーズにこたえようということで、我々の業務の中に入れるためにどうしたらいいか。そのシーズのところは、いろいろな研究所でやっておられる大変先端的なものを、我々の実務の中にどう入れるかということが主眼でございます。ただ我々、種苗に関しましては相当の知識をもっていると思っておりますので、中から出てくると思います。その中には、業務方法書等で共同研究なり受託研究をしたときの成果の取り扱いに関する事項というところで、特許等についてはいろいろ書いていかなければいけないかなと思っております。

松本分科会長 どうぞ。

加藤委員 すべてのセンターに共通することでございますけれども、人材の確保のところでは例の男女共同参画社会の法律ができて、国の方からの要請が来ていると思っておりますが、なるべく女性の数をもっとふやすということで、同程度の実力がありましたら、ぜひ女性の採用をふやすというような、どういう文言で書いていただいたらわかりいいのかかわかりませんが、何かその辺の精神がここに出てくるようなことをやっていただけると結構ではないかというのが提言でございます。

もう1つの提言は、この新しい独立行政法人という法律ができて法人化された。それから、評価委員会というものができたということについて、できるだけ私も委員も一生懸命やりますけれども、やはり能力というものは限られた時間と、皆さん、立派な人材でいらっしゃるけれども、限界があると思うので、ホームページを、独立行政評価委員会のホームページそのものをつくっておいていただいて、そしてそこに議事録を載せると同時に国民から広くご意見をいただくと。それを、またこのテーブルの上で参考にさせていただいて、次の審議が進むと結構ではないかと思っております。提言させていただきます。前者の方は大変難しいですが……。

松本分科会長　　ちょっと難しいですね。簡単でもないのでしょうかけれども、後者の方から。

東京農林水産消費技術センター所長　　今、先生がおっしゃった前者の方、男女共同参画は、私どもはもう当然だと思っておりますものですから、あえて書き込んでいないということです。これはほかの機関も含めて共通ではないかと思えます。うちの機関は特に先取りで、非常に多く採用しておりますので、全くそういうのは疑いもなく、これからも引き続き積極的に採用していきたいと思っております。

それからホームページの方は、今のご趣旨に沿って、私どもも消費者に対して情報を提供するという立場でございますので、対応していきたいと思っております。

加藤委員　　センターそのもの、パラレルではなしに……

東京農林水産消費技術センター所長　　私、言葉足らずで申しわけありません。それぞれリンクした形で、どこから入ってもわかるようにという趣旨で、そういうことで申し上げたわけでございます。

松本分科会長　　よろしゅうございましょうか。ほかにどうぞ。

菊池専門委員　　資料1なのですが、ちょっとお願いめいているのですが、4ページです。「緊急を要する調査分析」とございますが、昨年、大きな牛乳の事故がございました。私ども牛乳を売っているのですが、消費者の方からクレームが多くございました。そういった中で、本当に製造現場が原因であるのかどうかという部分が疑わしいものがございました。例えば、スーパー等のバックヤードの問題というのが非常に私自身は　バックヤード、置き場です。例えば、配送していったときの置き場に冷蔵庫がないところが非常に多うございます。そういう部分に全くメスが入らないといいますが、これは幾ら製造現場でHACCPの中でやっても、どうしようもない部分があるのです。それと、特に牛乳の場合については、特売日には箱のままショーケースの前に積んであるとか、これは保健所の管轄であるのか、こういった部分の中でチェックしていくべきなのか、いずれにしても消費者も困ることであるし、製造者そのものにとっても非常に問題がある。それと、テレビ等やっておりましてけれども、生産者が一生懸命つくっているにもかかわらず、海外から来たものが表示をちょっと変えられてみたりして、有機栽培が本当に正しいものなのかどうか、そういった疑わしい部分というのが出てきている。だから、遺伝子組みかえとかダイオキシンの問題とか、消費者の関心というのがある一方で、見落とされている部分というのが非常にあるような気がするのです。そうすると、本当に生産者として頑張っている部

分が、かき消されてしまうようなところがございますので、対応する場合のチェックとして、ぜひ落ち度のないような対応をしてほしい、そういったお願いですけれども、したいと思います。

松本分科会長　ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

土居委員　遅刻して申しわけございませんでした。

お願いなのですが、この資料が今回も割合遅く届きまして、目を全部通し切れなかったのですが、ページが項目ごとに、例えば1　1で1、2、3、1　2でまた1、2、3で、わかりにくいので、例えば資料1でしたら、全部通し番号ではだめでしょうか。

松本分科会長　同感でございます。そのとおりですね。事務局の方も恐らく時間の関係で、なかなかそこまで気が回らなかったのかもしれませんが、今後はその点もご配慮お願いいたします。

生産局総務課長　申し訳ありません。分科会長にそんなことを言っていたいて……。重々気をつけてやってまいりたいと思います。また、資料もできるだけ早く、何分初めてのことでありまして、私どもの作業能力も欠けたところがありまして、大変ご迷惑をおかけしましたが、次回以後、気をつけてまいりたいと思います。おわび申し上げます。

松本分科会長　それでは、まだいろいろ、ご意見があるかと思いますが、実は時間ももうかなり、当初の終了予定を超えておりますので、こちら辺で質疑応答を打ち切らせていただきたいと思います。大変、失礼ではございますが、よろしくお願いいいたします。さらにご質問がございます場合には、どうぞメモを、事務局の方にご提出いただきまして、事務局で個別に調整いたしまして、それを分科会長に報告していただくという方法をとらせていただきたいと思います。

また、ただいまご審議いただきました中期計画（案）及び業務方法書（案）につきましても、中期目標と同様に、農林水産大臣から諮問を受けることとなり、農業分科会としての意見をまとめる必要がございます。本来ですと、4月1日の各独立行政法人の設立後、速やかに農業分科会を開催して、中期計画（案）並びに業務方法書（案）について決議を行う必要がございます。しかしながら、本日の農業分科会において、十分とはいえませんが、非常に活発な意見が出て、審議されましたこと、それから4月初めにかけては、皆様方が恐らく非常に多忙を極めるだろうということで、定足数を満たせるかどうか、これも大変不安なところございまして、開催が危ぶまれる、こういう可能性もございます。また、4月中旬以降に開催すると、それまで中期計画が定められず、法人の業務運営に支障

を来す恐れがあることなどの理由によりまして、この中期計画（案）及び業務方法書（案）に対する農業分科会の意見につきましては、分科会長に一任していただければと存じます。今後、内容等に修正があった場合には、また皆様方から追加でご意見があった場合におきまして、事務局から皆様方にご連絡の上、調整させていただきたいと、このように考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それではよろしく願いいたします。

続きまして、農業分科会の各独立行政法人の役員報酬の基準についての議題に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

生産局総務課長　それでは、資料7をごらんいただきたいと存じます。1枚紙でございます。1のところに書いてございますように、独立行政法人の通則に基づきまして、各独立行政法人は、その役員に対しまして報酬及び退職手当の支給の基準を定めまして、これを主務大臣、農林水産大臣に届け出なければならないということにされております。

2にありますように、農林水産大臣は、この届出があったときには、その届出にかかわります報酬等の支給の基準、これを評価委員会に通知するというようにされております。

さらに3でございますが、評価委員会は当該農林水産大臣より通知を受けましたときには、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかにつきまして、農林水産大臣に対しまして意見を申し出ていただくということになっているわけでございます。

こういう規定でございますので、本来ですと、4月の初めに評価委員会を開催させていただきまして、皆様方に通知を行う必要があるわけでございますが、先ほどの分科会長のご発言にもありましたとおり、その時期の開催は困難であると見込まれますことから、委員の皆様方に対しましては個別に通知を差し上げて、ご意見をお聞きするというようにさせていただければ、大変ありがたいと思っております。よろしく願いしたいと思います。

松本分科会長　ただいまお聞きのように、事務局からの提案につきまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。

加藤委員　本日のセンターの理事長さん、皆さん、あるいは大学の副校長さん、大変ご熱心に実力を発揮してくださっていると思うのですがけれども、やはりこれから先、ずっとこの独立行政法人が存在していくわけでございまして、机の前に座って、時間になるとさっと退席して、期限が来ると退職金をもらって退任されるというお飾り上部の役員が生

まれないようにしていただきたい。それは、職員皆さんの志気にもかかわりますし、国民がこういった人材の配置を全く望んではいないと、そういうことに特に考慮をした上での適正な報酬ということをお考えいただければ結構でございます。

松本分科会長 極めてもっともなご意見です。そのほかどうぞ、ございませんか。

それではそういうことで、事務局の方からただいま申しましたように、個別に各委員並びに専門委員に通知していただくという形にしたいと思います。

それでは、今後の進め方ということで議論に入ります。ご説明をお願いします。

生産局総務課長 今後の進め方でございますが、平成13年度に入りましたら、年度途中に評価の基準や方法についてご審議をいただきまして、平成14年度初めに平成13年度の業務実績等の説明や当該実績の評価を行っていただきたいと考えてございます。この具体的な日程等につきましては、また追ってご連絡を差し上げたいと存じますので、よろしくお願いたします。

松本分科会長 それでは次回の日程についてでございますが、別途事務局の方から皆様方に連絡をしていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第2回「農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会」を閉会させていただきたいと思います。

委員並びに専門委員の皆様には、熱心に長時間にわたりましてご審議いただきましたこと、心から御礼を申します。ありがとうございました。

了

